

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 2 日

1 入札に付する事項

- (1) 入札に係る名称
非常用自家発電設備点検整備工事
- (2) 仕様
仕様書による
- (3) 履行期限
仕様書による
- (4) 納入場所
仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 埼玉県入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け入審第 5 1 3 号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 2 1 年 4 月 1 日付け入審第 9 7 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）や地方公共団体との契約実績がある者。
- (6) 埼玉県国保連合会財務規則第 5 3 条の 3 の規定に該当しない者であること。
- (7) 個人情報を取り扱う業務委託の場合は、プライバシーマークまたは I S M S 認証を取得しているなど個人情報を適切に保護している者であること。
- (8) 入札参加届出書（様式 1）を提出していない者は入札に参加できないものとする。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 入札申込
以下に示す場所に入札参加届出書（様式 1）を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

ア 日時 令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）

郵送・電子メールまたはFAXによるものとする。

FAXの場合は送信した旨を電話連絡すること。

イ 提出場所

〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館）

埼玉県国民健康保険団体連合会 出納室

電話：048-824-2763

FAX：048-824-2765

電子メール：suitou@saikokuhoren.or.jp

(2) 入札日時及び場所

ア 日時 令和7年6月23日（月）午前10時30分

イ 場所 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番（国保会館）

埼玉県国民健康保険団体連合会 8階第2会議室

※ 参加申込み後、本会より特に連絡が無ければ当日直接会場へお越しください。

(3) 開札日時及び場所

入札終了後直ちに（2）のイの場所において行う。

(4) 入札方法等に関する事項

ア 落札決定に当たっては、入札書（様式2）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書（様式2）に記載すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（様式3）を提出するものとする。

(5) 落札者の決定

最低の入札書（様式2）記載金額をもって入札した者を落札者とする。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない時は、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 郵便又は電信による入札は認めない。
- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを
公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わら
ず、契約を締結しないことがある。
- (7) 現地調査を希望する場合は、以下期間に実施するものとする。
ア 令和7年6月11日（水）～6月17日（火）（土日を除く。）
午前10時～正午又は午後1時30分～午後4時
イ 本会出納室に事前に（時間・人数等）申入れの調整をする。
- (8) 入札等に関する質疑がある場合には、質問票（様式5）により、令和7年
6月18日（水）正午までに電子メール又はFAXにて送信すること。
FAXの場合は、送信した旨を電話連絡すること。
質問に対する回答は、電子メールにて令和7年6月19日（木）午後5時
までに入札者全員に送信する。
電子メール：suitou@saikokuhoren.or.jp
FAX：048-824-2765
- (9) 担当課
埼玉県国民健康保険団体連合会 出納室
電話：048-824-2763

入札説明書

埼玉県国民健康保険団体連合会の非常用自家発電設備点検整備工事に係る入札公告（令和7年6月2日付け）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に係る名称
非常用自家発電設備点検整備工事
- (2) 仕様
仕様書による
- (3) 履行期限
仕様書による
- (4) 納入場所
仕様書による

2 注意事項

- (1) 天変地異などの特別の事情がある場合を除き、遅刻は一切認めないので時間厳守に留意すること。
また、入札開始後は会場に入室できない。
- (2) 代理人として入札する場合は、委任状（様式3）を提出すること。
- (3) 入札に際しては、予定価格を設けている。予定価格以内での落札者がいない場合は、再度入札〔1回〕を行う。
- (4) 入札書（様式2）の首標金額は、消費税及び地方消費税を含まずに記入すること。
なお、首標金額欄には、非常用自家発電設備点検整備工事に係る総合計額を記入すること。
- (5) 入札途中で辞退する場合は、入札書（様式2）の首標金額欄右側に、辞退と記入すること。
なお、入札書（様式2）の記載事項は全て記入すること。
- (6) 予定価格内での最低価格業者が複数いる場合は、くじびきで落札者を決定する。
なお、くじびきは辞退できない。
- (7) 入札に使用する印鑑は必ず持参すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札公告のとおり。

4 入札の無効

入札公告のとおり。

5 入札参加届出書（様式1）の提出について
入札公告のとおり。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和7年6月23日（月）午前10時30分
持参によるものとする。

(2) 入札及び開札場所
入札公告のとおり。

(3) 当日用意するもの

ア 入札書〔非常用自家発電設備点検整備工事〕（様式2）

イ 委任状〔代理人の場合〕（様式3）

ウ 入札に使用する印鑑〔代理人の場合は代理人印〕

※ 入札書及び委任状については、事前に必要箇所の押印を済ませておくこと。

7 入札参加者は、提出した入札書（様式2）の変更及び取消しをすることができない。

8 落札者の決定方法

予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適切であると認められるときは、ヒアリング調査を実施した結果、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。

9 その他の事項は、埼玉県国民健康保険団体連合会入札心得の定めにより実施する。

10 入札保証金 免除

11 契約書作成の要否 要

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

13 その他

(1) 入札参加者は、提出した書類等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 現地調査対応
入札公告のとおり。

(3) 質問票（様式5）の提出及び回答

ア 入札説明書又は仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式5）に所定の事項を記入の上、令和7年6月18日（水）正午までに電子メール又はFAXによって提出すること。

FAXの場合は、送信した旨を電話連絡すること。

イ 質問に対する回答は、電子メールにて令和7年6月19日（木）午後5時までに入札参加者全員に送信する。

(4) 一般競争入札の辞退

競争入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式4）を提出すること。

ア 期限

令和7年6月20日（金）正午まで必着

イ 提出先

〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館

埼玉県国民健康保険団体連合会 出納室

(5) 本件に関する照会先

〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館

埼玉県国民健康保険団体連合会 出納室

電話：048-824-2763 FAX：048-824-2765

電子メール：suitou@saikokuhoren.or.jp

埼玉県国民健康保険団体連合会入札心得

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 入札者は仕様書、現物、見本等熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
- 3 代理人が入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。
- 4 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 5 無効入札の主なものは次のとおり。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 他人を脅迫し、その他不正の行為によってした入札
 - (5) 入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは全部の入札以上の入札の効力は入札執行職員が決定する、この場合当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。
- 6 再入札は1回とする。なお、この再入札には無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
- 7 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。

【資料】

●地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●本会財務規則

(一般競争入札の参加者の資格)

第五十三条の三 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 理事長は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

入札参加届出書

下記の案件について、競争入札に参加したく、本届出書により申込いたします。

記

1 件名 非常用自家発電設備点検整備工事

2 入札者情報

事業所名	
所在地	
代表者名	
代表者役職	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
適格請求書発行事業者番号	
担当者所属部署名称	
担当者名	
担当者所属住所等	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
担当者Eメール	

年 月 日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理 事 長 木 津 雅 晟 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名
(代 理 人)

印

(回目)

入 札 書

年 月 日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理 事 長 木 津 雅 晟 様住 所
商号又は名称
代 表 者 名

⑨

(代理人の場合押印は不要です。)

上 記 代 理 人
氏 名

⑨

(委任状代理人の印と同一の印を押印下さい。)

下記のとおり入札いたします。

件 名 「非常用自家発電設備点検整備工事」

納入期限 本会の指定する日

納入場所 本会の指定する場所

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

注 1 金額の頭部に¥マークを記入すること。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

委 任 状

年 月 日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理 事 長 木 津 雅 晟 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
印

私は、下記の者を代理人と定め、令和7年6月23日に行われる下記の委任事項の権限を委任します。

記

- 1 件 名 「非常用自家発電設備点検整備工事」に係る入札
- 2 代理人 _____

代理人使用印鑑	
---------	--

- 3 委任事項
- (1) 入札及び見積りに関すること。

(2) 契約の締結に関すること。

(3) 契約の履行に関すること。

(4) 代金の請求及び受領に関すること。

(5) 前各号に付帯する一切のこと。

入 札 辞 退 届

件 名 「非常用自家発電設備点検整備工事」

上記について次の理由により競争入札を辞退します。

理 由

年 月 日

埼玉県国民健康保険団体連合会

理 事 長 木 津 雅 晟 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（代理人）

印

(例) 様式 2

(○ 回目)

↑ 入札回数を記入すること。

入 札 書

年 月 日

埼玉県国民健康保険団体連合会
理 事 長 木 津 雅 晟 様

住 所 さいたま市○区

商号又は名称 株式会社○○○

代 表 者 名 ○ ○ ○

(代理人の場合押印は不要です。)

上 記 代 理 人

氏 名 ○ ○ ○ ○

(委任状代理人の印と同一の印を押印下さい。)

印

印

下記のとおり入札いたします。

該当印を必ず押すこと

件 名 「○○○○○○○」

納入期限 本会の指定する日

納入場所 本会の指定する場所

積算した合計金額（消費税含まず）を記入すること↓

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額				¥	○	○	○	○	○	○

注 1 金額の頭部に¥マークを記入すること。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 % 相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 0 / 1 1 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書等の記載例

1 入札書の記載例

(1) 代表者が入札する場合

【記載例 1】代表者が直接入札する場合

入 札 書		令和	年	月	日
理事長	様				
住	所	埼玉県〇〇市			
商号又は名称	株式会社	〇〇			
代 表 者 名	代表取締役	〇〇	〇〇	印	

※日付欄は、入札書を提出する年月日を記入してください。

(2) 代理人が入札する場合

委任状を提出する代理人が入札する場合は、次の記載例によります。

【記載例 2】あらかじめ受任を受けている者が入札する場合

入 札 書		令和	年	月	日
理事長	様				
住	所	埼玉県〇〇市			
商号又は名称	株式会社	〇〇			
代 表 者 名	代表取締役	〇〇	〇〇		
(代理人の場合押印は不要です。)					
上記代理人					
氏	名	〇〇	〇〇	印	
(委任状代理人の印と同一の印を押印下さい。)					

※代表者の住所、名称及び氏名を記載後、代理人の氏名を記載して押印してください。

2 入札書の提出方法

入札書は、封筒に入れ密封し、封筒に次のとおり表示の上、提出してください。

【封筒表面の記載例】（縦書き横書きは問いません。）

開札日 令和 年 月 日

入札件名 ○○に係る入札

商号又は名称

入札書在中

【封筒裏面の記載例】（㊟の部分には、必ず代表者(代理人)印を押印してください。）

印 印 印

非常用自家発電設備点検整備工事仕様書

埼玉県国民健康保険団体連合会を以下「甲」といい、受託業者を以下「乙」という。

1 工事の場所

埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番 国保会館屋上

2 工事の期限等

工事は、平日（土曜日及び日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外の日をいう。）に行うこととする。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

また、工事の期限については、令和 8 年 2 月 28 日（土）までとし、期限の延長により生じた費用等は、全て、乙の負担とする。

3 対象機器

非常用自家発電設備

機関メーカー：小松製作所

機関形式：SA6D125

機関番号：No. 86600

機器名	部品番号	数量	単位
燃料フィルター	600-311-8321	2	個
潤滑油フィルター	600-211-1231	1	個
エアーエレメント	6151-85-1330	1	個
シリンダヘッドカバーガスケット	6150-11-8810	6	枚
燃料弁ノズルＯリング	07000-75065	6	個
燃料ノズルガスケット	07005-01012	12	枚
潤滑油		20	ℓ

4 工事について

(1) 既存機器撤去作業

廃棄処分作業を含むものとし、廃棄処分費用は乙の負担とする。

(2) 機器更新作業

機器搬入作業を含むものとし、費用は乙の負担とする。

ただし、乙は工事を開始する前に現地調査を行い、必要機器に過不足が生じる場合には、甲と協議し、数量等の調整を行うこと。

また、生産終了等により指定の機器を用意できない場合には、当該旨を甲に連絡した上で、後継品の納品を認める。

工事に関連する消耗雑材（配線材料を含む。）については、乙の負担とする。

(3) 試験及び調整作業

費用は乙の負担とする。

(4) 業務従事者の資格

乙は、現場責任者又は技術管理者の管理の下に、工事に従事する者として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

(5) 工事施行の原則

乙は、本仕様書に準拠し、必要に応じ、甲及び隣接する土地等の権利者等並びに関係官公庁等と協調を保ち、正確かつ誠実に工事を行うとともに、次に定める事項を遵守しなければならない。

ア 工事に係る必要な関係官公庁等への届出等の手続きは、乙が確認し、作成も含め、適正に処理する。

イ 工事で発生した残材及び廃材等の不要物は、乙の責任において適正に処分する。

ウ 工事で知り得た甲及び隣接する土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。

エ 工事について、居ながら工事となる場合は、甲及びAGS株式会社等の業務に支障がないよう行う。

オ 隣接する土地等の権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握した上で、甲に速やかに報告し、指示を受ける。

(6) 現地踏査

乙は、工事に着手する前に工事区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び土地に定着する建築物の概況を把握しなければならない。

(7) 立入り

乙は、工事のために工事の場所及び工事の対象並びに隣接する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、甲及び隣接する土地等の権利者の同意を得なければならない。

(8) 作業工程表の策定

乙は、工事に着手する前に、本仕様書及び現地踏査の結果等を基に作業工程表を策定するものとし、これに則り確実に工事が実施できる執行体制を整備しなければならない。

(9) 工事着手前の提出資料

乙は、次に掲げる資料を、工事に着手する前に速やかに提出しなければならない。

ア 現場責任者、技術管理者及び業務従事者等の経歴書

イ 作業工程表及び工事の内容の詳細

ウ 工事箇所等の位置がわかる図面

エ 工事に使用する機器等の一覧

オ その他、甲が必要と認める資料

5 報告について

工事報告書の作成及び提出

乙は、工事の結果を基に、次に掲げる資料を作成し、工事報告書として取りまとめ、提出しなければならない。

なお、工事報告書は、表紙に年度、業務名、建物名及び企業名を記載するとともに、目次を付した上、容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。

- (1) 工事箇所及び更新した部品の規格等を正確に記入した図面等
- (2) 作業写真（作業前、作業中、作業後、工事箇所、更新した部品及びその他必要な写真）
- (3) その他、甲が必要と認める資料

6 その他

- (1) 乙は、甲と情報の共有を図り、工事の内容の説明及び工事の日程の調整を行わなければならない。
- (2) 乙は、施設利用者等の安全を十分に確保し、事故等の防止に努め、事故等が発生した場合には、直ちに甲に連絡しなければならない。
- (3) 乙は、甲から情報提供を求められた場合には、随時、書面等で応じなければならない。
- (4) 乙は、国保会館建物管理業者等と情報の共有を図り、工事の内容等の説明を行わなければならない。
- (5) 乙は、甲及び国保会館建物管理業者から国保会館の鍵等を貸与した場合、乙の責任により管理することとする。
- (6) 他の工事と工期が重なる場合には、作業に支障がないよう業者間で調整を行うものとする。